

日田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、文化財保護法施行令の一部が改正されたことから、本規則の一部を改正するもの。

2. 主な内容

文化財保護法施行令の改正に準じて、保存地区内における現状変更に対する許可を要しない行為について、電気通信事業法に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の設置又は管理に係る行為を追加するほか、規定の整理を行うこと。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

文化財保護法施行令が改正されたことに伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。